

「個性」と「総合力」

個性ある弁護士たちの力を結集し、
地元京都をはじめとする
皆様のあらゆるニーズにお応えいたします。



京都総合法律事務所の野崎隆史です。

「京都から紛争をゼロにする。」を合言葉に今月もメルマガスタートです。

<目次>

- 【1】 今月の法律ニュースTop 3
- 【2】 京都総合法律事務所のサービス
- 【3】 編集後記（雛形等の無料ダウンロードURL）

【1】 今月の法律ニュースTop 3

第3位 AIの見落としによる負傷は免責されるか

今回と次回で経済産業省の「AI利活用における民事責任の在り方に関する研究会」の第2回会議の想定事例3と4を解説します。

- ・事例3：画像認識AIが見落としした異物による負傷【今回】
- ・事例4：画像生成AIが実在のタレントに酷似した画像を生成【次回】

<事例3>

A社が画像認識AIを開発。

B社はその画像認識AIを組み込んだX線検査装置を用いて製造品を検品するサービスを提供。

C社はB社の検品サービスを定期的にご利用していたが、今回、混入した異物が見逃され、消費者が負傷した。

Q1. B社は責任を負うか。

Q2. A社は責任を負うか。

いきなり回答を見る前にちょっと考えてみてください。

A1. (B社の責任)

もしB社がAIを用いていなかった場合、検針作業の精度として、平均的な注意力を有する者が同種作業で通常発見可能な異物の大部分を発見する程度の精度を有することが求められ、それに満たなかった場合には責任を負う。

では、AIを用いた場合はどうか。

人による作業水準を上回る程度に検出率の高いAIを用いた上で、可能な限り誤検知を防ぐための措置を講じていたにもかかわらず発生してしまった見逃しについては、AIの判断が誤っていたとしても責任を負わない場合はあり得る。

「可能な限り誤検知を防ぐための措置」としては、たとえば、

○安全性に配慮した適正利用として、

- ・使用するモデルや閾値の管理
- ・実運用条件での性能確認、継続学習
- ・モデルの劣化有無の検証
- ・AIの検査対象の適否や他検査の併用の要否を検討 等

○人による関与として、

- ・人によるレビューを行う範囲の適切な設定
- ・習熟した担当者によるレビュー体制の構築 等

○誤検知時のフィードバック体制として、

- ・重要な誤検知に関するAI提供者へのフィードバック
- ・原因分析や是正措置 等

○利用状況の記録及び透明性として、

- ・検査画像、判定ログ、レビュー結果の保存
- ・事故発生時におけるアカウントビリティの確保 等

が考えられる。

A2. (A社の責任)

A社の責任は基本的にA社とB社との契約によって規律される。

A社がB社との契約で求められる水準の精度を発揮していれば、それを超える注意義務は想定しがたい。

もっとも、AIのリスクを可能な限り低減するための措置として、AIガバナンスの観点から、AI開発者は以下のような措置を講じるのが望ましく、このようなガバナンスを構築していれば注意義務を尽くしていたと評価され得る。

○開発、設計上の措置として、

- ・開発上可能な範囲での精度向上
- ・実運用条件に近い環境で精度や安定性を検証
- ・検出が難しい条件（サイズ/位置/材質等）を抽出
- ・人による関与（HITL）を行うべき範囲の適切な設計 等

○指示、警告上の措置として、

- ・性能限界や残留リスクの詳細な伝達
- ・検出可能範囲や人による関与が必須となる条件を明示 等

○継続的なモニタリングとして、

- ・モデルの挙動変化や性能劣化の検知
- ・AI利用者のフィードバックを踏まえた不具合の修正 等

第2位 令和8年1月1日から下請法が取適法に

来年から施行される取適法対応の準備は大丈夫ですか？

今のうちにおさらいしておきましょう。

1. 協議に応じない一方的な価格決定の禁止

下請法では、通常に対価に比べ、著しく低い価格を定める場合を買いたたきとして禁止していました。

しかし、

- ・ 価格について協議を要請しても無視されたり、先延ばしにされる
- ・ 協議もなしに、価格を据え置かれる
- ・ 価格を一方的に決められ、必要な説明もなされない

等の課題がありました。

そこで、改正法では、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、委託事業者が協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に価格を決定する行為を禁止しました。

2. 手形払等の禁止

下請法では、サイトが60日を超える手形による支払を禁止していました。

しかし、

- ・ 手形払いをされると、現金化までの期間の資金繰りを下請業者が負担
- ・ 電子記録債権やファクタリング等の支払でも同様に負担

等の課題がありました。

そこで、改正法では、次のとおり手形払等を禁止しました。

- ・ 支払手段として手形払いを禁止。
- ・ 電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては禁止。
- ・ 振込手数料についても 中小受託事業者負担させることを禁止。

3. 適用基準に従業員基準を追加

下請法では、資本金基準に該当した場合にのみ下請法が適用されました。

しかし、

- ・ 資本金は意図的に操作が可能
- ・ 事業規模は大きいものの、減資により対象外となる場合
- ・ 受注者への増資を求めて対象外とする場合

等の課題がありました。

そこで、改正法では、資本金の基準に該当しない場合にも、従業員数の基準に該当する場合は適用対象としました（製造委託等：従業員数300人、役務提供委託等：従業員数100人）。

4. 対象取引に特定運送委託を追加

下請法では、元請運送事業者から運送事業者への運送委託は規制対象でしたが、発荷主から元請運送事業者への運送委託は規制対象外でしたので、立場の

弱い物流事業者が、荷役(荷積み)や荷待ちを無償で行わされていることが社会問題になっていました。

そこで、改正法では、発荷主が元請運送事業者に対して製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送を委託する取引も規制対象としました。

5. 面的執行の強化

下請法では、事業を所管する省庁は調査権限のみでした。

そのため、

- ・公正取引委員会、中小企業庁だけでなく事業を所管する省庁とも連携した取組が必要

- ・事業者が事業を所管する省庁に通報した場合、下請法の「報復措置の禁止」の対象となるか不明瞭等の課題がありました。

そこで、改正法では、事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与するとともに、「報復措置の禁止」の申告先として、公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え事業所管省庁の主務大臣を追加しました。

第1位 カスハラ住民に自治体が損害賠償請求

令和7年11月11日、愛知県美浜町議会が、職員がカスハラを受けたとして、住民に対し、400万円の損害賠償を求めて提訴する議案を可決しました。

近隣住民との土地の境界を巡るトラブルの解決や、建物の耐震化に関する補助金申請が退けられたことに関し、町が対応できない過度な要求を、窓口や電話で求め続け、5年以上に及んだとのことで、職員が対応に要した時間に対する給与相当額を根拠に400万円を算定したようです。

町の幹部曰く、不当な要求や対応の強要、誹謗中傷などが繰り返されており、電話対応や資料作りなどに職員の膨大な労力が割かれている。

<弁護士リチャードソンもこのニュースに注目>

「法規制の強化」を求める声が多々ある昨今、こちらが「雇用主の義務」として制定されることについて、くれぐれもそこで終わらせない施策を願ってやみませぬ。

最先端の労働情報は弁護士リチャードソンでキャッチアップ。

弁護士リチャードソンのX

【2】京都総合法律事務所のサービス

当事務所は訴訟や交渉といった臨床法務の知見を活かした予防法務・戦略法務としてこんなサービスを提供しています。

✓ 会社に機動的な弁護士集団を「リーガルサポート」

- ✓ プロが矜持と覚悟をもって臨む「契約書チェックサービス」
- ✓ 上場企業、大学、病院等での多数の実績「ハラスメント等の通報窓口」
- ✓ 景品表示法・薬機法対応「広告チェックサービス」
- ✓ 「お客様は神様です」の誤解を解き、従業員を守る「クレームガード」
- ✓ 意思決定、ガバナンスに最適な弁護士を「社外役員」

詳しくはこちら

【3】編集後記

上には上がいることを見せつけられた阪神タイガースの日本シリーズでした。この差を埋めるため、組織体制変更（ヘッドコーチ導入）、人員補強（トレード、外国人）と矢継ぎ早に対応しているのは心強いです。現役ドラフトも大注目です。

山本由伸投手（LAドジャース）がレジェンドとなったMLBワールドシリーズ。

第2戦、完投勝利。

第3戦、中1日で延長19回に備えてプルペンで投球練習をし始め、驚愕。全世界が佐々木朗希投手と同じ「マジ？」の顔になったと思います。

第6戦、先発勝利投手。

第7戦、9回からリリーフ登板勝利投手。

ワールドシリーズ3勝。無双。MVP。凄すぎ。

F1は、マックス・フェルスタッペン選手は奇跡の逆転に手が届くかという熱い展開ですが、その裏で角田裕毅選手には大きな大きな試練の連続。第23戦カタルGPは報われることを心から願います。

那須川天心選手を完封した井上拓真選手。試合前に公開されていたシャドーも素晴らしく、本当に完璧な準備をされたのだと唸りました。

さあ今年もあと1か月。悔いなく過ごしましょう。

それではまた来月！

（弁護士 野崎隆史）

各種無料ダウンロードはこちら